

## 高知広域都市計画高度地区

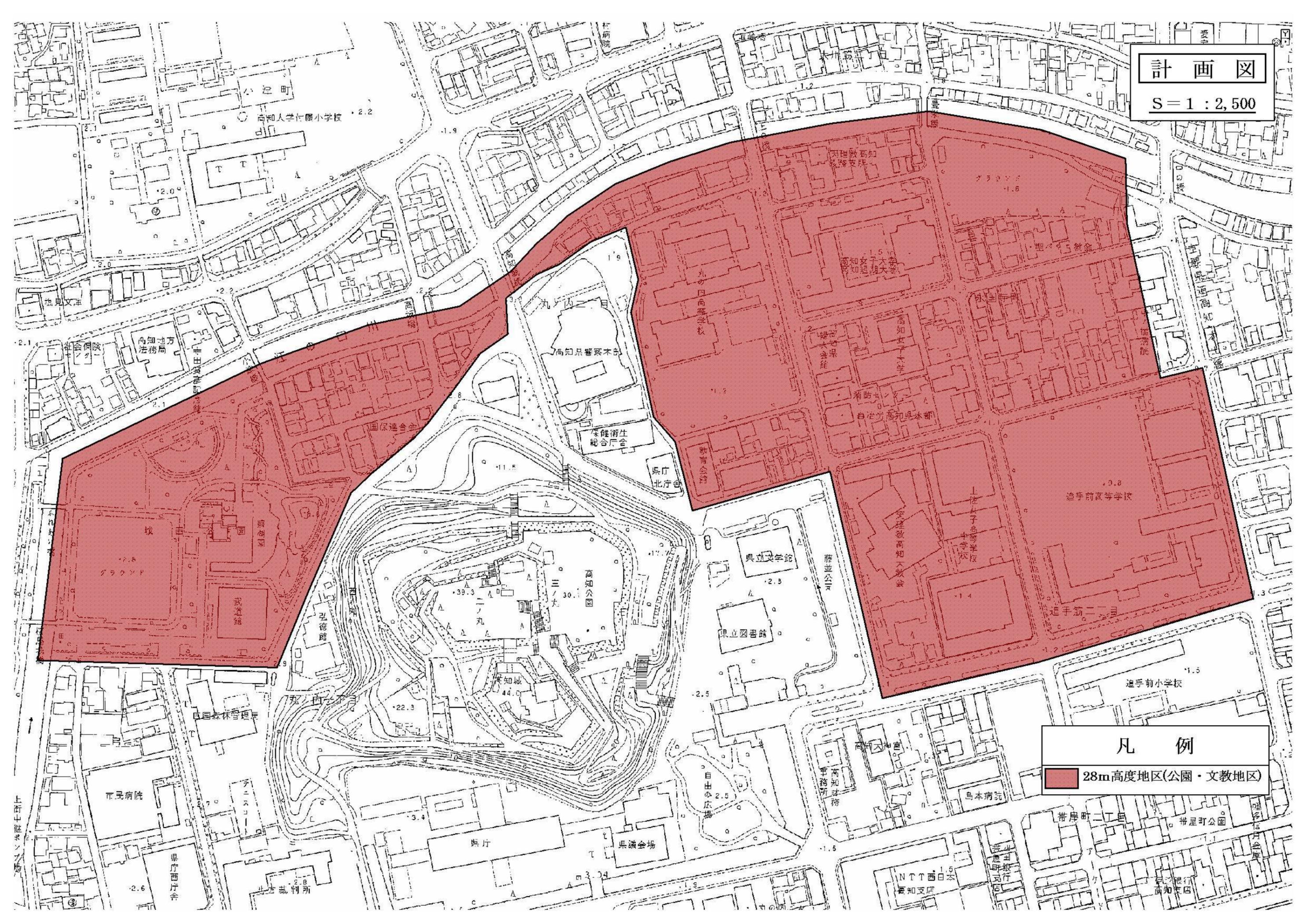
都市計画 28m 高度地区（公園・文教地区）

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
28m高度地区 （公園・文教地区）	約 22ha	<p>（建築物の高さの最高限度又は最低限度）</p> <p>1 高度地区内における建築物の高さの最高限度は，28メートルとする。この場合において，建築物の高さの算定については，建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第六号口の規定は適用しない。</p> <p>（適用の除外）</p> <p>2 前項の規定は，次の各号のいずれかに該当する建築物については，適用しない。</p> <p>(1) 前項の規定の適用の際，現に存する建築物であって，同項の規定に適合しない部分を有するもの</p> <p>(2) 前項の規定の適用の際，現に建築，修繕若しくは模様替の工事中の建築物であって，同項の規定に適合せず，又は同項の規定に適合しない部分を有するもの</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる建築物で前項の規定の適用の日以後に，次のいずれかの工事を行うもの</p> <p>ア 前項に規定する高さの範囲内で行う増築又は改築の工事</p> <p>イ 前項の規定に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）における当該不適合部分の高さの範囲内で行う修繕又は模様替（大規模の修繕又は大規模の模様替を含む。）に係る工事</p> <p>ウ 不適合部分の高さの範囲内で行う建て替え（現に存する建築物の全部又は一部を除却して，当該建築物の敷地に従前と同一又は類似の用途の建築物を建築することをいう。）に係る工事であって，当該建て替え後の建築物が不適合部分を有する場合に，当該不適合部分に係る体積が当該建て替え前の建築物が有していた不適合部分に係る体積を超えず，かつ，土地利用上やむを得ないと市長が認めたもの。</p>	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

# 計画図

S = 1 : 2,500



## 凡例

■ 28m高度地区(公園・文教地区)

上野中継センター

市民病院

県庁西庁舎

地方裁判所

丸の内一丁目

弘徳館

丸の内二丁目

22.3

3.4

県庁

44.0

高知城

丸の内三丁目

30.1

三ノ丸

高知公園

11.5

保健衛生  
総合庁舎

高知県警察本部

丸の内四丁目

1.9

丸の内五丁目

1.6

1.9

1.2

1.1

1.0

自由広場

2.5

県立図書館

2.3

県庁北庁舎

1.2

1.2

1.2

1.2

1.2

1.2

1.2

高知支店

1.5

1.4

1.4

1.4

1.4

1.4

1.4

1.4

1.4

1.4

鳥本病院

1.5

1.4

1.4

1.4

1.4

1.4

1.4

1.4

1.4

1.4

帯屋町二丁目

1.5

1.5

1.5

1.5

1.5

1.5

1.5

1.5

1.5

1.5

1.5

帯屋町公園

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

高知支店

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

高知支店

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7

1.7